

岩手県告示第311号

生活相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

生活相談員設置規程の一部を改正する告示

生活相談員設置規程（昭和50年岩手県告示第976号の3）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>広域振興局経営企画部、広域振興局総合支局の地域支援部及び地域支援部県民センター、地方振興局企画総務部（盛岡地方振興局企画総務部を除く。）</u>並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>広域振興局</u>に勤務する者にあつては経営企画部長、<u>（広域振興局総合支局に勤務する者にあつては、地域支援部長）</u>の、<u>地方振興局</u>に勤務する者にあつては<u>企画総務部長</u>の、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあつては岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 消費生活その他県民生活（交通事故に係るものを除く。以下同じ。）に関し相談に応じ、及び苦情を適切かつ迅速に処理することにより、県民生活の安定及び向上に資するため、<u>広域振興局の経営企画部（盛岡広域振興局及び沿岸広域振興局の経営企画部を除く。）</u>及び<u>経営企画部地域振興センター（二戸地域振興センターを除く。）</u>並びに岩手県立県民生活センターに生活相談員を置く。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 生活相談員は、その職務を行うに当たっては、<u>広域振興局経営企画部</u>に勤務する者にあつては経営企画部長、<u>広域振興局経営企画部地域振興センター</u>に勤務する者にあつては<u>地域振興センター</u>所長、岩手県立県民生活センターに勤務する者にあつては岩手県立県民生活センター所長の指揮監督を受けるものとする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。